

検討懇談会（第5回）資料

※ 資料 2 は、意見書（素案）のため省略。

市民や事業者の皆さん、地域ぐるみでできること

情報提供などで、個人や家庭から防犯への関心を高める

- ・ 地域防犯に対する個人の意識が低い。
- ・ 地域との関わりを拒む意識がある(プライベート重視)。
- ・ その一方で、(振り込め詐欺等) 家の中でおきる犯罪への関心は高い。
- ・ 家の中でおきる犯罪も条例の対象にし、個人の意識を高める。
- ・ 地域防犯活動をしていない一般の人を対象に「気づいてもらう、知ってもらう」ことが大切。
- ・ 日頃から「誰に SOS すれば良いか」を知ってもらう。

安全な繁華街になるようお店の協力も

- ・ 繁華街での犯罪が多い。
- ・ お店も防犯活動に協力することが大切。

子どもや若者との連携で意識づくりを

- ・ 地域防犯の中心となっている町内会も高齢化している。
- ・ 毎月、防犯活動をしているが、日常の意識づくりが大切。
- ・ 北大の学生と商店街が連携して地域活動が活性化している事例もある。
- ・ 小学生、大学生など若い人と一緒に活動することは防犯意識を高める。

地域による意識や取組の差を埋める

- ・ 地域活動が活発にならない地区もある(共稼ぎ世帯が多い等)。
- ・ 学校での安全安心マップづくりを通して危険なところを子どもに教えている。
- ・ 地域によって学校の対応が異なる。

地域活動の立ち上げや参加のきっかけづくりが重要

- ・ 連続放火事件をきっかけにパトロール運動、他の犯罪も減少
- ・ 活動に PTA の協力が得られないのが悩み。
- ・ PTA も地域によって温度差がある。
- ・ 気軽に活動に参加できるきっかけづくりが重要。
- ・ 熱心に声かけをすれば、1/3 は参加してもらえる。

区の境を超えた地域間連携を

- ・ 不審者メールなど、区域を越えて配信されるべき地域に必要な情報もある。
- ・ 区が連携し情報が流れない。
- ・ 区の広域連携によるタイムリーな情報提供が大切。

住居地の防犯が今後の課題

- ・ 公共空間のみならず、高齢化、空洞化に伴い、住居地も同様に取組が必要。
- ・ 花壇等、美化活動といった気軽にできる取組も防犯につながる。

「(仮称) 札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」検討懇談会 意見概要一覧

札幌市に求められる取組

地域防犯活動の継続のための支援を

- ・ 活動の立ち上げより継続していくことが大変。

地域防犯活動の顕彰が活動への励みにつながる

- ・ ボランティア活動を地域で認めてもらう。
- ・ 市による地域防犯活動の顕彰は有効。

環境(ハード)の安全の向上を

- ・ 犯罪心理に、「その気にさせる環境(まちな流れ等)」がある。
- ・ 防犯の視点によって公共空間の安全性を高めていくことが大切。
- ・ 少子高齢化、人口減少時代の施策ブライオリティの尺度に犯罪防止の視点を。
- ・ 空地、未利用地に対して、犯罪防止の視点がら地域等による一時利用の道を開く。

都心、中心市街地では公共空間に市民が係る仕掛けを

- ・ 公共空間で、いつも誰かが、何かに関わっていることが防犯の視点にも有効。
- ・ 公共空間への関わりづくりのメニューと場所づくりが大切。

住居地の防犯が今後の課題(再掲)

- ・ 公共空間のみならず、高齢化、空洞化に伴い、住居地も同様に取組が必要。

犯罪情報の共有を妨げるバリアを解消する

- ・ 犯罪情報が行政区域で分断され、必要な人に伝わらないことがある。
- ・ 情報が必要な人に的確に流れる仕組みをつくる。
- ・ まちセンや区に情報の中継地としての役割が求められる。
- ・ 適切な情報の集約と必要な受け手に配信する仕組みが必要。

組織横断による安全・安心の推進を

- ・ まず、関係するセクションで問題を共有する「場」を設けることが大切。
- ・ 既存のセクションで対応できないことがあれば、受け皿を考えることが大切。

様々な防犯の取組みを広く紹介する

- ・ 地域における様々な防犯活動を広く市民に周知してほしい。

犯罪被害者等への支援

～犯罪被害者等への支援のために札幌市に求められる取組は?～

犯罪被害者の相談窓口の設置を

- ・ 犯罪被害者が、気軽に相談できる「場」があることが大切。
- ・ 犯罪被害者相談には、高度な専門知識や経験が求められる場合がある。
- ・ まずは相談を受け、情報の提供や適切な専門の相談窓口への橋渡しができる総合相談窓口の設置を検討してほしい。

犯罪被害者からの相談に適切に応じられる人材の育成を

- ・ 相談に適切に応じられる人材の育成が大切である。

犯罪被害者に関する報道を

- ・ 犯罪被害者に関する報道姿勢に疑問を感じる場合もある。
- ・ 報道の自由の観点から規制を設けることは難しい。報道倫理の遵守が大切。

安全で安心なまちづくりにおける「犯罪の防止」の捉え方

～犯罪の発生する機会を減らすという考え方だけでなく、犯罪者を生かすという考え方も必要?～

- ・ 再非行防止の観点からの「防犯」も重要ではないか。
- ・ そうした観点からの「犯罪予防」の重要性は理解できるものの、関連する課題が極めて広範であり、社会的かつ家庭の根幹に依存する課題・テーマとなるのではないか。
- ・ こうしたことから、この問題については方向性をしっかりと見定めながら、別な条例や体制をつくっていくということが適当ではないかと考える。
- ・ 当初の方向性のとおり、犯罪を起こしにくい環境をどのようにつくっていくかという観点から意見書をまとめる。

黒文字-第2回、第3回での意見
青文字-第4回での意見

現時点における条例素案の策定に向けた方向性と考え方

懇談会での主な意見（要旨）

- ・市民の自主・自立性に支えられた安全で安心なまちづくりが大切です。
- ・プライバシーにも配慮しつつ、日常の「気遣い合い」を基本に進めることが大切です。
- ・防犯活動は地域のつながりづくりにつながります。
- ・多様な価値観との共存は、住民議論で解決することが大切です。
- ・福祉などの他の分野との連携が大切です。
- ・地域の課題や実情に応じた取組を進めることが大切です。

- ・地域活動の第一歩は家庭からです。
- ・市民は、防犯への関心を高めることが大切です。
- ・地域活動の立ち上げや参加のきっかけづくりが重要です。
- ・事業者も安全で安心なまちづくりの担い手です。
- ・札幌市は、安全・安心のためのメニューづくりを。

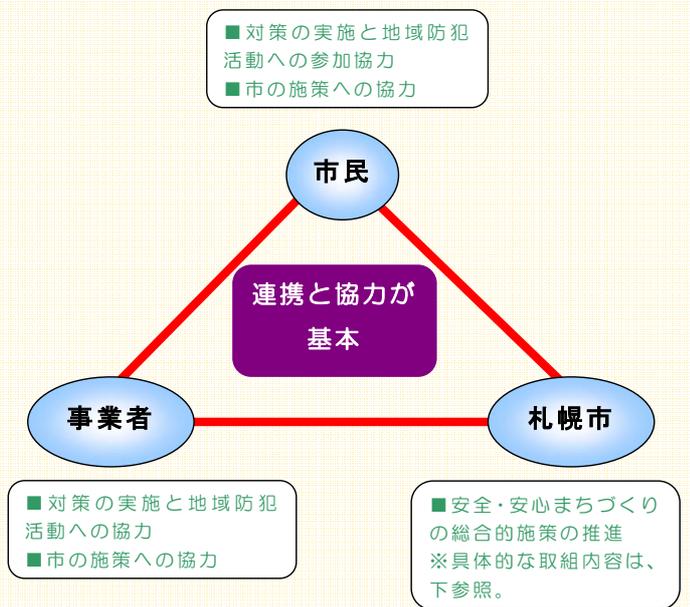
- ・様々な世代との連携促進を。
- ・地域ごとの取組や意識の差を埋めるためにも、参加のきっかけづくりを。
- ・活動への励みにつながる顕彰制度の創設を。
- ・犯罪情報の共有を妨げるバリアーの解消を。
- ・活動継続のための支援を。
- ・環境（ハード）の安全性の向上を。
- ・組織横断による安全・安心の推進を。
- ・犯罪被害者等の相談窓口の設置を。
- ・犯罪被害者等からの相談に適切に応じられる人材の育成を。

方向性と考え方

- 市民自治の精神の尊重
- 地域の特性や実情に応じた取組の推進
- 地域におけるさまざまな分野との連携
- プライバシーへの配慮とコミュニティの活性化

基本理念の考え方

主体（市民・事業者・市）の役割



札幌市が進める基本的な施策

- 安全・安心なまちづくりの実現に向けたさまざまな啓発事業の実施
- 地域の皆さんが行っている防犯活動に対する支援の実施
- 犯罪の防止に配慮した環境（ハード）整備の推進
- 協議会の設置等、連携のための体制の整備
- 犯罪被害に遭ってしまった方に対する情報の提供、相談などの支援の実施
- 具体的な事業を盛り込んだ基本計画を策定し、社会情勢に柔軟に対応した施策事業を推進